

チェックシート 【⑧京都市内の他区から転入されるとき】（１／２）
 区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
 他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口の 色
	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主 代理人	・窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証・パスポート等） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・特別永住者証明書、在留カード 又は外国人登録証明書 ・（代理人の場合は）委任状	2・3	戸籍住民担当	オレンジ
	印鑑登録	本人 又は代理人	すでに印鑑登録済みの方は手続きの必要はありません。			
	転校手続（小学校） 転校手続（中学校）	住民異動届を受理した後、転入学通知書を発行します。				
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方） 転入した日から14日以内	本人 又は世帯主	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状	10	保険年金担当	ピンク
	後期高齢者医療	本人 又は世帯主	・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状			
	重度障害老人健康管理費	本人 又は世帯主	・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ・重度障害老人健康管理費支給事業対象者証又は認定シール ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・本人名義の銀行等の通帳 ・（代理人の場合は）印鑑・委任状	11		
	国民年金（受給者）	-	「年金受給権者 住所変更届」の提出が必要な場合があります。京都西年金事務所 所に確認してください。 ■届出書は区役所保険年金担当（11番窓口）にあります。	京都西年金事務所		
	国民年金（加入者）	-	手続は不要です。			
	老人医療 転入後速やかに	本人 又は代理人	・健康保険被保険者証 ・福祉医療費受給者証 [㊦] ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）	20	健康長寿推進課	緑
	介護保険 （65歳以上の方） 転入した日から14日以内	本人 又は代理人	・介護保険被保険者証 ・各種減額証（お持ちの方のみ） ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状	21		
	肝炎治療費の公費負担	本人 又は代理人	・医療受給者証 ・住所確認できる書類（免許証等） ・印鑑（内容訂正時等に必要）	24		
	被爆者健康手帳	本人 又は代理人	・被爆者健康手帳 ・住民票 ・印鑑（内容訂正時に必要） ・（手当受給者は）手当証書			

チェックシート 【⑧京都市内の他区から転入されるとき】（２／２）

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口 番号	課	窓口の 色
	飲食店 （営業許可・届出等） 理容所・美容所・興行場 公衆浴場・クリーニング所等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）の業務は、医療衛生センター TEL:746-7209	80	こ ー な ー 医療衛生	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	・犬の登録事項変更届			
	ごみに関すること		右記までお問合せください。	60	エコまち ステーション	

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。
 京都西年金事務所 TEL：323-1170 右京区西京極南大入町81（天神川五条上る一筋目西入）
 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 ※IP電話・PHSからは03-6700-1165

2F

	重度心身障害者医療 転入後速やかに		・健康保険被保険者証 ・福祉医療費受給者証 (障) ・身体障害者手帳（1、2級の方） ・療育手帳（A判定の方）			
	特別児童扶養手当	父又は母 代理人	・マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は マイナンバーカード （請求書、配偶者、対象児童及び扶養義務者分）			
	身体障害者手帳	本人 又は代理人	・該当する手帳 ・マイナンバー通知カード及び本人確認書類 又はマイナンバーカード（対象者又は対象児分）			
	療育手帳					
	精神障害者保健福祉手帳	本人	・精神障害者保健福祉手帳 新住所を確認できるもの			
	自立支援医療費（精神通院） （更生医療）	本人	右記までお問合せください。			
	難病等の医療費の公費負担	本人 又は代理人	・医療受給者票 ・住所確認できる書類（免許証等）	51 52	子どもはぐくみ室	
	児童手当 転入後速やかに	受給者 又は代理人	・金融機関を変更される場合は、請求者名義の銀行等の通帳 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	子ども医療 転入後速やかに	保護者 又は代理人	・子どもの健康保険被保険者証 ・子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	保育所	保護者	右記までお問合せください			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください			
	児童扶養手当 転入後速やかに	受給者	右記までお問合せください。 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	受給者	・印鑑 ・受給者全員の健康保険被保険者証 ・福祉医療費受給者証 (親)（受給者全員分） ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患の医療費 助成	保護者	・受給者証 ・健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください）			
	自立支援医療費（育成医療）	保護者	・受給者証 ・健康保険被保険者証 （変更ある方：右記までお問合せください）			
	乳幼児健康診査 〔4歳以下の 子どものいる方〕	保護者	右記までお問い合わせください。 届出がないと、乳幼児健康診査など個別のお知らせが 届かない場合があります。■電話連絡でも結構です。	53		
	防災マップの受け取り 自治会・町内会の加入に 関すること		右記までお問合せください。	地域力推進室		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 （同分室のみ郵送可）
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階